

第8条 事件・事故時の責任分担及び報告義務

1. 甲が乙に預託した機密情報及び個人情報が乙の管理下にある際に、漏えい、滅失又はき損等の事件、事故が発生した場合、本契約に定める条項に違反する場合が生じた場合を含め、直ちに甲に報告し甲の指示を受けなければならない。
2. 乙は、原則として年一度、また必要に応じて随時、甲より機密情報及び個人情報の取扱い状況について報告の指示を受けた場合は、速やかに必要事項を報告しなければならない。

第9条 契約内容の遵守に関する確認

甲は乙に対し、本覚書に定められた内容の履行状況について通知を求めることができ、随時調査確認することができるものとする。

第10条 是正措置

乙又は乙の従業者が本契約に定める条項に違反した場合、甲乙協議のうえ乙は甲が必要と認める措置を講じるものとする。

第11条 損害賠償

乙が本契約に違反し甲に損害を与えた場合、甲は当該損害の賠償を請求できるものとする。ただし当該損害賠償額については、甲乙協議のうえ決定する。

第12条 本契約の効力

本契約は甲乙間の業務遂行の終了後も5年間有効に存続するものとする。

年 月 日

甲： 株式会社トレス
大阪府堺市北区長曾根町130番地42 S-Cube212号室

乙：

FAX : 072-255-5822
✉ : info@torituketai.jp